

一関地区広域行政組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第12号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手續及び効果)

第2条 一般職の職員の懲戒の手續及び効果に関しては、別に定めるもののほか、一関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成17年一関市条例第28号）の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において一関市、平泉町若しくは藤沢町又は解散前の東磐環境組合、東磐広域行政事務組合、一関地方衛生組合若しくは一関地方広域連合（以下「出向前所属団体」という。）に勤務していた職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなったもののうち、出向前所属団体の規定により懲戒処分を受けた職員については、この条例に規定する処分を受けたものとみなし、その期間は通算する。